

自由・安全・補完性

—— ドイツ社会国家の正当化論理をめぐる意味論的考察 ——

坂井晃介

1. 目的と問題意識

本稿の目的は、ドイツにおいていわゆる「社会国家」が歴史的に形成されていく際、それを支えた理念とはいかなるものであったのかを、知識社会学的な視座から明らかにすることである。

教会や君主による慈善としてではなく、公的組織としての国家が、人々の貧困や不慮の事態に積極的かつ包括的に関与するという状況、すなわち「福祉国家」の存在は、今日の先進諸国にとって一定程度周知の事実である。国家はすべての国民に対して自由と安全を確保する社会的責任を有し、社会保険制度や生活保護等の充実を通じて、人々の生活を安定させることをその中心的課題としている。

しかしながら歴史的にみると、福祉国家という国家形態がそもそも形成され、今日まで持続してきたということは、決して自明なものではない。なぜなら国家が「福祉」の名の下に人々の生活に介入し具体的な施策を行使することは、近代以後獲得されていった諸個人の自由を、部分的に犠牲にすることによって成り立ってきたからである（高田・中野(編)[2012:2-3]）。つまり我々は、他者の生活を安定化するという目的の下で、国家主導のもと自身の自由を制約する（あるいは自身の生活のために他者の自由を制約する）という論理を、様々な抵抗や論争を継続させつつ歴史的に正当化してきた。福祉国家の成立はそれゆえ、この個人の自由との緊張・拮抗関係を理念や制度の面で「解決」する

ことによって可能となっている（Wolf [2011:15-6]）。これは、政治的な価値理念の歴史的な転換が導いた帰結であるといえるだろう。

だとするならば、この政治的価値の転換と福祉国家の正当化はなぜ、そしていかなる論理で可能となったのか。既存の研究が示唆する通り、まず考慮に入れるべきは、福祉国家の正当性が空間・時間ごとに異なる、多様な文脈のもとで見出されてきたということだろう。個々の国々あるいは各時代において、それぞれ異なる福祉国家的介入の理念的基盤が生み出され、その発展により、様々な制度に結実する正当化の論理が練り上げられていった（小野塚(編)[2012]）。

その中でも19世紀ドイツは、同時代におけるイギリスやフランスなど他の西ヨーロッパ諸国に比べ工業化が遅れたにも関わらず、同世紀末に社会保険制度の早期形成を経験したことで知られる。そこでの国家形態は18世紀啓蒙絶対主義的ポリツァイ福祉国家と区別される形で「社会国家Sozialstaat」と呼ばれてきた（Ritter [1991=1993]ほか）。この名の下に、イギリスのニューリベラリズムやフランスの連帯主義とは異なる理路から、貧困や労働状況の改善に関する国家干渉が正当化されるに至った。またドイツのこのような後発性と早期生成という問題は、制度史的側面から長らく研究されてきたとともに、東アジアなど後発産業社会にとっての参照項の一つにもなっている（金[2008:66-68]）。

本稿は、このように後発産業社会における福祉国家化の典型例としてみなされている19世紀

ドイツを取り上げ、そこにおける理念的妥当性獲得の過程を明らかにするものである。

このような問題関心の背後には、福祉国家の存在に関する信憑がますます揺らいできているという今日の状況がある。とりわけ1970年代以後、先進国で共通して経験された経済成長の終焉により、新自由主義的政策転換や、労働市場および雇用の柔軟化をめぐって、福祉国家の「縮減」と「再編」が政策的共通テーマとなって久しい。2008年の経済危機はこの傾向に拍車をかけ、福祉国家の妥当性への疑義が、社会科学において重要なテーマの一つとなっている(新川[2014]ほか)。

このような現状につき、福祉国家の再編に関する一部の論者は、「社会的なもの」や「連帯」など、福祉国家の包括的な理念を再考し、それをもとに改めて制度設計をしていく可能性を探求している(齋藤ほか(編)[2011]ほか)。すなわち「縮減」と「再編」という危機を経験している福祉国家のもとでは、従来存在した理念的基盤の揺らぎが切実な問題として捉えられ、この再構築の必要が盛んに唱えられているのである。

ドイツにおいてもこの「縮減」と「再編」の問題は、社会国家の今日的な危機として顕著に表れている。例えば急激な人口変動による社会保障制度の費用増大や、1970年代からはじまり、東西統一を経て現在ますます深刻化している大量失業などは、社会国家の財政的側面に疑問符をつけただけでなく、持続可能性の正統性や信頼をも揺るがしていった(Wolf [2011: 143-161])。政策としては、とりわけ社会民主党(SPD)のシュレーダー首相(当時)が2002年より牽引していった社会政策全般に関わる改革(「アジェンダ2010」「ハルツ委員会報告」)のもと、本格的に福祉縮減の動きが活発化する。このような新しい条件下では、私的なものと公的なものの責任をあらためて正当化し、市民の権

利と義務の内実を転換させ、福祉給付と生産力に関する期待も再考しなければならないような、「社会的なもの」の新発明Neuerfindung des Sozialenが重要なテーマとなっている(Lessenich [2008: 17-8])。

以下で試みられるのは、このようにして今日、持続可能性が揺らぎ、いまなお再編を迫られているドイツ社会国家が、そもそもその歴史的源流においてはいかなる理念的妥当性を有していたのかを明らかにすることである。またそれにより、「再編」期の現代福祉国家が共通して抱える理念的基盤の再興という現代的課題にたいしても、さらなる分析のための視座を提供することを目指す。

II. 福祉国家的援助形式の成立と補完性原理

II.1. 福祉国家をめぐる二重の転換

冒頭で述べた通り、福祉国家の成立は政治的価値理念の歴史的な「転換」の帰結として捉えられる。例えば福祉とは、「国民全体の幸福」ないし「社会的に弱い立場にある人々への援助や支援」(武川[2011: 2-3])のことを指すが、この実現は旧来、家族や地域などによっても担われており、国家のみがその主体を常に独占していたわけではない。またドイツ語圏(や仏語圏)における「社会的なものdas Soziale」も、「[社会Gesellschaft]がその成員に対して有する公的かつ法的な責任を、象徴的かつ物質的に形成すること」(Lessenich [2008: 16])を意味し、国家や政治的主体に直接関連するものではない。社会国家形成の背後には、この諸個人からなる共同性(=社会Gesellschaft)を可能にするための論理として国家が必要である、という新たな信憑の発生を前提する。これはそれまでの思考形式に根本的な変革を迫るものである(市野川[2010: 70-3], Lessenich [2008: 16])。

この転換は、図式的にいえば三つの歴史的パ

ースペクティブのもとで理解する必要がある。第一に、18世紀後半から深化していく階層分化社会から機能分化社会への移行という社会構造上の転換がある。おしなべていえば社会の近代化は、宗教的・道徳的に権威付けされた諸身分秩序により構成される社会から、様々な機能領域が自律的に分化した社会に移行することとして概念化されている（Weber [1920=1972], Luhmann [1997=2009]ほか）。そこにおいては福祉の基盤である「他者を助ける」ということも、ある種の転換を強いられる。すなわち階層的な分化社会においては、援助は倫理的基準に基づく上から下への身分的義務として現れていた。しかし社会の機能分化によって、上位階層の権威は掘り崩され、貴族の「慈善」が援助の中心を担うという信憑は失われていく。これは宗教的かつ道徳的に一元化された援助の根拠の喪失をも意味する。ゆえにそこでは、もはやいつ誰に対して、誰によって、どのような援助が必要かについての一律的な合意は調達されない。そうではなく、「誰が（何が）貧者か」というような援助対象者の定義と援助の必要性は様々な場面に応じてその都度測定され、プログラム化されていくようになる。それゆえ貴族の代わりに援助の主体となっていくのは、その都度状況に見合ったニーズを定義し、援助を形成していく様々な地域的・職業的な諸組織である（Luhmann [1975], Weber u. Hillebrandt [1999 : 47-73]）。

第二に、こうした社会の機能分化による援助の自律的組織化と並行して、産業化とそれに伴う「社会問題」が現れる。それまで貧困とされていたものは、概して貧者の怠惰や宿命として処理され、だからこそその救済は上位身分による義務とされた。しかしながら19世紀以後のいわゆる「大衆貧困Pauperismus」は産業化や人口構成の変化に伴って生じる予期されざる貧困であった。それゆえこの新しい貧困は個人に帰

されるものではなく、構造的な問題とみなされるようになっていく（Weber u. Hillebrandt [1999 : 90]）。

構造的な問題としての大衆貧困は、地域的・職業的な個別プログラムによる援助では全面的に解決されることはなく、諸地域を包含するような援助主体の存在が必要とされる。ここにおいて人々の安全性を確保し問題解決の主体としてみなされるのは、自律した政治的組織としての国家である（Weber u. Hillebrandt [1999 : 91]）。

しかしこのような新しい国家についても、社会構造の変動とともに、とりわけ安全性と自由に関し理念の変容を促される。すなわち脱階層的な社会への移行期として捉えられる18世紀において国家は、啓蒙絶対主義に代表されるように、警察や公衆衛生、福祉など幅広く行政権を掌握し絶対主義的に統治を行っていたポリツァイ国家Polizeistaatであった。19世紀の自由主義的な改革を経て、第三の転換点として現れるのは、諸個人の自由に定位し、国家の活動がその自由の権利を可能にすることのみに限定される法治国家Rechtsstaatという新たな国家理念の登場である。社会の機能分化の帰結として現れた構造的な問題としての大衆貧困は、いまやアドホックに決定を産出する絶対主義によってではなく、自由主義的に条件づけられた法治国家原則のもとで解決が目指されなければならない（Luhmann [1968 : 88-106=1990 : 60-72]）。

福祉国家の歴史的形成は、以上のような複層的な事態のもとで把握される必要がある。すなわち、①階層的に秩序づけられた社会が瓦解し援助主体が個別に組織化され、②産業化の進展とともに地域的な諸組織をまとめあげ人々の安全性を考慮する国家の影響が増加し、③とりわけ国家の基本原則として、人々の自由な行為の可能性を確保する限りにおいて人々への援助を行うという理念が登場する、という一連の過程

である。それゆえ福祉国家の正当化論理も、このように社会が機能的に分化し、特定の集団による非対称な義務として特徴付けられなくなった援助を、安全性の実現のために、国家がいかにして人々の自由を損なわない形で担いうるか、という問いのもとで構築されていくこととなる。そこには既存の地域的・職業的諸組織との拮抗対立・協働関係が常にすでに問題となっていた。

II.2. ドイツ社会国家における補完性原理の両義的役割

それではドイツにおいて、このような人々の自由と安全に定位した国家的援助の理念的基盤はいかにして見出されてきたのか。

先行研究によれば、ドイツ社会国家にとっての固有な援助形式は長らく、「自助」（イギリス）や「連帯」（フランス）ではなく、「補完性 Subsidarität」原則と呼ばれる理念により基礎付けられていると考えられてきた。補完性という概念は一般に、特定の社会において、より上位にある集団・共同体は、より下位の集団・共同体が自律的に存在不能な状態のときのみ、促進し援助する形で介入する義務をもつ、という原則を指す。「全体社会的な責任は常に、小規模の連帯共同体 Solidargemeinschaft がより下位レベルにおいて酷使されている überfordert 場合にのみ、活用される」のであり、具体的には国家の役割を小集団の「自助のための援助 Hilfe zur Selbsthilfe」として規定するものである [Waschkuhn 1995 : 9]。

ドイツ社会国家にとっての基底概念として補完性原理を指摘する論者の一人としてイエスタ・エスピン＝アンデルセンがいる。彼は、『福祉資本主義の三つの世界』において、労働力の脱商品化と伝統的システムや家族への依存という二つの指標を用い、主要先進国の福祉国家レジームを分類した。ドイツは彼の枠組みでいえば、一定程度の脱商品化と伝統的システ

ム・家族への依存によって成立した「保守主義レジーム」に分類される。伝統的保守主義は、「社会統合のためには伝統的地位関係を維持する必要がある」という前提を共有しつつ、国家主義的パターンリズムと「地位アイデンティティに基づく仲間意識、強制的で排他的なメンバーシップ、相互扶助主義、利益代表の独占」（コーポラティズム）を統一原理とする (Esping=Andersen [1990=2001 : 66-8])。そこにおいて補完性概念は、とりわけカトリズムの影響下において保守主義的思考を形成する役割を果たしたという（「しっかりした家族関係があり、これが階級融和的な社会団体とむすびつき、そして補完性の原理に基づいて国家の援助を受ける」）(Esping=Andersen [1990=2001 : 37])。先進国間の多様な福祉レジームなかでも、ドイツにおける保守主義的福祉レジームの歴史的形成を支え、形成の原動力となったのは、この他ならぬ「補完性原理」であるというのだ (Esping=Andersen [1990=2001 : 69])。

ところが奇妙なことに、現代の社会科学における議論においてこの概念は、社会国家の生成局面においてではなく、むしろ現代福祉国家の「縮減」や「再編」というモーメントにとってより重要な原理として参照されている。例えば1970年代以降の福祉国家の財政的・正統性的危機のもとで、社会的市場経済の名の下に大幅な新自由主義的改革を行ってきたオールド・リベラリズムや、1990年代以後盛んに議論されるようになった能動的社会国家 der Aktivierende Sozialstaat 論などは、19世紀以来の社会国家の限界を問題視し、より一層の市場原理の活性化や地域への権限委譲を促進するという意図のもと、その主導理念として補完性原理を重要視する (Wolf [2011 : 205-212]ほか)。つまりこの原理は、旧来のジレンマである国家による人々の生活への介入を正当化するための論理としてはなく、より現代的な福祉縮減のための消極的提

言や、社会国家の問題性を克服し再編するための基礎としてみなされているのである（「新しい」補完性）。その意味で社会国家の積極的形成を支えた根本理念としての補完性の役割は、今日「忘却」されている。この忘却は通時的にいうと、補完性という概念にドイツ社会国家の存在に対する相反する主張（支える／掘り崩す）を同時に内包させるような、奇妙な汎用性を与えている。

この忘却と汎用性については、例えば「社会国家」概念がもともと立脚していた基盤、すなわち「法治国家原理」の、価値的・機能的貫徹」を指摘する立場がある（木村[2000：52]、柴田[2004：94-8]）。19世紀を経て現在にいたるまで、ドイツで一貫して「補完性」が重要な理念として機能しているという意味では、的確な指摘であるともいえる⁽¹⁾。

しかし補完性という思考形式が、福祉国家を支えるためにも縮減するためにも参照されるとするならば、この概念の意味内容や、その通時的同型性の考察のみでは不十分である。むしろ「補完性」という概念がどのような状況において使われるといかに働くのかを、つぶさに観察することが求められる。

それゆえ以下で考察されるのは、「国家とは人々の援助に関し積極的な役割を担うべきであり、かつそれはあくまで補完的にのみ遂行されるべきである」という思考形式は、19世紀後半ドイツにおいてなぜ、そしていかにして社会国家を正当化するものとして成立したのかということである。

III. 先行研究とその問題：補完性原理のカトリック的還元

もちろん既存の思想的・概念史的研究においては、この概念の歴史的側面についても検討がなされている。しかし本稿の立場からすれば、

これらはいずれも十分ではない。

一般にドイツにおける補完性原理は、1891年にカトリック教皇レオ13世から出された、最初の社会回勅⁽²⁾『レールム・ノヴァルム[新しき事柄について]』（副題：資本と労働の権利と義務）、ならびに1931年におけるピオ11世の社会回勅『クアドラジェジモ・アンノ[40周年に]』（副題：資本主義の弊害と社会主義の幻想）においてはじめて社会思想的概念として用いられたとされる。この回勅で明示された補完性原理とは、古典的な自由主義を明確に否定し、一方で社会問題に対する国家介入の必要を説きつつ、他方で同時に家族や地域、企業などの小生活圏の自治助成を擁護する倫理原則である（木村[2000：50-1]）。そこでは、19世紀後半以後顕在化していった都市労働者の劣悪な環境に対し福音から救済手段が導かれ、教会のみならず国家や労働／資本関係に関する原則が、教皇により明確に打ち出された（橋本[1992：50-1]）。

このような一般的見解にたいして、この原理を概念史的に考察した歴史家クリストフ・ザクセは、補完性という語ではなくコンセプトそのものに着目し、より広いパースペクティブで分析を加える（SachBe [1994]）。例えばこの原理そのものは、アリストテレスやトマス・アクィナス、17世紀自然法論におけるアルトゥジウスらにまでさかのぼることができ、とりわけ国家／社会関係を積極的に規定しうる概念としてこれがはじめて現れたのは、フンボルト「国家活動限定論」に代表される、18世紀の自由主義的国家思想においてである。その上でザクセは、補完性概念の社会国家的概念への転換を、上記カトリック社会回勅に関連する三つの歴史的フェーズに見いだす。第一に、19世紀後半における、社会問題の解決のために再構築されたカトリック社会論の成立（とりわけ創始者とされるマインツ司教フライヘル・フォン・ケテラー（Ketteler [1869]）らによる議論）、第二にそれ

によって可能となった、ドイツ・カトリック国民協会の組織化、第三に1920年代ワイマール期に実現した、様々な福祉事業を行う民間団体の全国的な系列化である (SachBe [1994 : 719-728])⁽³⁾。

だが以上のようなザクセの定式化も、以下の点で問題をはらむものである。第一に、ザクセは社会国家的理念としての補完性を、最終的にはドイツ・カトリシズムに過度に還元してしまう傾向にある⁽⁴⁾。上述した通り、「補完性」の概念的特性は①各共同体が抱える問題を、国家を始めとする高次の共同体が極力関わるべきでないとする消極的規定と、②低次の共同体が問題を自律的に解決不能な際、高次の共同体が、自助を促進する名目で援助に関わるべきだとする積極的規定を同時に内包するところにある。

エスピン＝アンデルセンやザクセは補完性原理の担い手を特にドイツ・カトリシズムに見出すが、実際にはこのような二重の特性を有する概念の担い手はカトリシズムに限定されるわけではない⁽⁵⁾。

例えば19世紀後半におけるドイツ・プロテスタントイイズムは、その出自からして諸個人の自由と責任を擁護しつつ、かつ問題が生じた際には自助や相互的な扶助を推奨する (①)。また担い手に労働者が少なかったことから、社会問題にかんする積極的提言は当初見られなかったが、同時代的状況に鑑み、①の原則を維持しつつ伝道Missionを通じた中間団体の自助を促進する形で社会問題の解決を訴え、それに国家が積極的に関わるべきだとする主張 (②) を形成させていった (Waschkuhn [1995 : 31], Ritter [1988 : 51-5])。またロベルト・モールやローレンツ・シュタインに代表される19世紀自由主義的国家学においても、18世紀的な絶対主義的ポリツァイ国家を批判しつつ、あくまで自由な諸個人の領域を根本的価値に据えるフンボルト的な法治国家理念に依拠しながら (①)、そのな

かで大衆貧困や労働問題がいかに解決されるべきかを、主に中間集団の維持促進という間接的手段 (②) から構想した (木村[2000 : 331], Luchterhand [1985 : 195], Kaufmann [2003 : 29])。

第二に、ザクセの記述対象は総じて国家学や、宗教的提言およびその組織化であり、具体的な政策形成やそれに連なる言説が十分に検討されていない。社会国家の制度的形成にとっていかなる理念が基底的な役割を有していたのかという問題関心のもとでは、政治過程における補完性の取り上げ方や政策提言への結びつきに焦点を当てる必要がある⁽⁶⁾。

以上より、本稿では上述した方法的問題乗り越えるために、ドイツ社会国家形成を支えた補完性原理の歴史的生成を以下の点から考察する。第一に19世紀後半⁽⁷⁾における一連の社会立法 (疾病保険 : 1883年・労災保険 : 1884年・老齢保険 : 1888年) の形成過程⁽⁸⁾において、カトリシズム以外の社会的ミリューはどのように同時代の社会問題に対峙し、これを乗り越えようとしたのか。第二に、そのような多様な論者による言説は、具体的な政策形成にいかにインパクトを与えたのか。このような二つの分析水準を設けることで、階級や宗派間の対立を孕みながらその背後で、時には意図せずに共有されていた認識枠組み (「意味論⁽⁹⁾」) の存在を明らかにすることが目指される。

IV. 「他者を助けること」をめぐる形式対立 : 1862-1869⁽¹⁰⁾

IV.1. 自助Selbsthilfeか国家援助Staatshilfeか

前提として抑えておくべきことは、ドイツ社会国家は、その形成期においてとりわけ労働政策の展開として特徴付けられ、今日の福祉国家のような、すべての人々に共通して妥当する原則の構築に主目標があったわけではないという

ことである。

その背景には、まずもって19世紀以後2つの「危機」のもとで見出される社会問題の発見があった⁽¹¹⁾。第一に、1900年代初頭のドイツ諸領邦における国制改革の負の帰結である解放危機Emanzipationskriseがある。改革はとくに農業分野において諸身分を地域共同体から解放し、自由な市民による経済活動を実現したが(農奴解放)、ドイツにおいて工業化は未だ不徹底なものにとどまっていた。それゆえ新しく都市に大量に流入していく農民や手工業者に対し、そのような不徹底な産業状態は十分な働き口を提供できず、それにより社会的な窮乏状態(大衆貧困Pauperismus)が引き起こされた。

この解放危機はさしあたりイギリス的な自由主義経済の進展と工業化(例えば1835年に端を発する鉄道建設)によって緩和される。しかし追って現れたのは、60年代以後盛んに議論されるようになる労働者の労働環境や条件に関する問題である。これは産業化危機Industrialisierungskriseと呼ばれ、その後の社会政策のあり方を左右する「社会問題」となっていた。

このような産業化危機としての社会問題への対応は、もはや上層から下層への慈善により解決されることはない(→II.1)。ドイツにおいてはその代わりに、まずもって多様な諸組織が自立的に問題解決の方策を講じることとなった。

具体的な言説をみていくと、問題解決の方策はいくつかのバリエーションと対立のもと観察できる。なかでも1860年代ドイツの社会的諸勢力⁽¹²⁾にとって中心的な視点の一つは、これを「自助Selbsthilfe」の枠組みで乗り越えるのか、「国家的援助Staatshilfe」により上からの解決を求めるのかということである。

前者の代表的なものとして挙げられるのは、小営業者・労働者の自律的な組織化を通じて、彼らの貧困を事前に防ごうとした協同組合

Genossenschaft運動である。なかでも農村信用組合の成立に尽力したライファイゼンとならび、建具職人と靴職人のための原料協同組合Rohstoffassoziationにはじまり、手工業者の前貸組合や協同組合の形成を主導したヘルマン・シュルツェ＝デーリチュは、すでに50年代から以下のように社会問題と援助に関して論じている。

今日、多くの方面から労働者階級の窮状が著作および事実において認められ、それを軽減する手がさしのべられていることは、確かに注目すべき現代の特徴である。こうした努力に際しては、国の補助と民間の慈善に対するあくことなき欲求の叫びを抑えるべきであろう。

…こうした考え方ではなく、人々を救うものをまさに彼ら自身の中に見いだすよう、人々を習慣づけるべきである。現代の労働者階級にはこの自助の精神が不足していることを否定するものは現下の諸情勢についての知識が欠落しているのである。彼ら自身の中にある自助手段を自分のものとして認識し把握させるべく教育し、彼らの自負、自らの力への信頼を強めること、このことこそいっそう恵まれた社会的地位にあって包容性豊かな精神形成の道を切り開いた人たちが労働者階級に対してなし得る唯一最高の貢献である(Schultze [1855=1993: 12-3])。

このような自助を強調する姿勢からシュルツェは、それまで手工業従事者に加入が義務付けられていた古いイヌングや国のパターナルな慈善を廃し、労働者が自律的な援助組織を形成することに尽力した。とりわけ制度的には、手工業者たちの協同組合設立を可能にするために、当時なお残存していた営業制限の撤廃と、労働者の団結の自由Koalitionsfreiheitを確立するこ

とが目指された。産業社会の発展を支持しつつ、楽観的な自由主義とは異なる賃労働者の内的統合によって、危機を回避するという方途がここでは見出されている。

他方、先行する多くの研究においてすでに指摘されているように、協同組合の根本原理には共感しつつ、シュルツェの現状認識や自助という方策に対しては厳しい批判を加えた論者に、フェルディナンド・ラッサールがいる。彼は1862年に設立される全ドイツ労働者協会の議長として、その後のドイツにおける社会民主主義および労働者政党を大きく規定するような運動を展開した。同年刊行された『公開返書』には、ラッサールの社会政策構想が如実に表れている⁽¹³⁾。

この公開返書は、以下三つの点でシュルツェ的な自助の発想を厳しく批判するものであった。第一に営業の自由や移住の自由を要求する上述の自由主義的主張は、それにより流動化の加速や生産・消費基盤の劣化がもたらされるという点で、「労働者階級全体の正常な生活状態を改善する」という労働運動の目的にとり、むしろ不利益である。第二に、シュルツェが推進してきた協同組合が主に「手工業者」にとってのみ有効なものであり、今日より深刻化している「工場労働者」にとっては有効といえない。第三に労働者階級の状態改善は、手工業者たちだけでなく、工業制大工業にも協同組合の原理を拡張することにより実現する。その実現のためには、困窮し自力では運営ができない労働者階級を、国家が積極的に援助することが求められる(Lassalle [1920=1949])。

ラッサールのこの議論に対しては自由主義派、とりわけシュルツェによって即座に反論が加えられたが、そこでの論点は概して、社会問題の解決方策としてあげられる協同組合のプログラムをあくまで労働者たち自身が経営者としてリスクを負うべきか、そうではなく経営のリスク

そのものも国家援助によって賄うかという、「自助か国家援助かSelbsthilfe oder Staatshilfe」という対立であった(篠原[1988: 64])⁽¹⁴⁾。

IV.2. 自由主義的制度化形成の帰結

このような援助をめぐる諸勢力の拮抗関係は、当時のプロイセン政府においても両義的に受け取られた。当時は憲法紛争(註13)という文脈のもと、議会と政府の対立ならびに議会内での自由主義派と保守派の対立という二つの拮抗関係が存在した(大内[2014: 34])。個々の政策決定はこれらの妥協の産物として捉えることができるが、とりわけ社会問題への対応に関しては、政府内部の反応にもバリエーションがあった。なかでもこの時期プロイセン商業大臣を務めたハインリヒ・フリードリヒ・イツェンブリッツは、援助の問題に関してかなり自由主義的な態度をとっている。たとえば1863年におけるイツェンブリッツからヴィルヘルム1世へ送られた直接書簡では、シュルツェの協同組合論を引き合いに出しつつ、社会問題が手工業者や賃労働者の自発性Selbsttätigkeitによってのみ継続的に改善される点を強調する(Tennstedt u. Winter [1994a: 44])。また労働者の団結権制限規定を廃止する議論においては、どの程度この制限廃止が他の立法と関わっているのかという問題に留意しつつ、基本的にこの欲求を承認する(Tennstedt u. Winter [1994a: 134-136, 157-160])。他方、当時のプロイセンにおいて社会問題に関し重要な位置にあった保守派ヘアマン・ヴァーゲナーは、明確に保守主義的な立場から、社会問題の解決方策につき積極的に国家が介入する方針を擁護した(Tennstedt u. Winter [1994a: 43], Tennstedt [1997: 22])。

このような政府内対立をはらみながらも、北ドイツ連邦成立後の議会における自由主義派の

影響力の強さもあり、結局1869年に成立した北ドイツ連邦営業法では、手工業者の組織であるイヌングの權益を極力排除し、人々が自身の意思によって自由に営業を行い、自発的な経済活動が行えるよう、それまでの営業条例に修正が加えられた (Frerich u. Frey [1996 : 55-6], 大内[2014 : 109-112])。すなわち60年代の時点では、保守派の対抗を内在させながらも、統治機構は最終的に自助原則に沿う形で、社会問題への対応を画策することとなったのである。

V. 補完性概念の非カトリシズム的起源 : 1871-1881

V.1. 政治的経済的状況変容と自助への不信

このような社会問題の解決と援助の問題は、70年代において新たな展開を見せる。その背景として特筆すべきは、71年のドイツ統一ならびにそれに伴う男性普通選挙の導入、そして73年からのいわゆる「創業者恐慌」という政治経済的状況変化であろう。すなわちまず、ドイツ統一による「国民」国家の成立は、ひとつの国家が国民Volkを統一的に配慮するという信憑を生んだ。これにより、それまで各諸領邦がばらばらに処置していた社会問題は、包括的な国家的社会政策のもとで対策が講じられるようになる (Weber u. Hillebrandt [1998 : 90-2])⁽¹⁵⁾。また普通選挙の導入により、上記自助原則を是とするような経済政策を推進することを目指す自由主義政党が、議会において代表的な地位を維持できなくなった (Nipperdey [1990 : 324])。他方73年以降「創業者恐慌」は、企業の倒産や急激な労働者の雇用減少を引き起こした (福澤 [2012 : 32-7])。

このような政治経済的変容以後、援助をめぐる言説の布置関係も変調していく。一方で、それまで自律的な経済活動の実現を目指していた勢力の多くは、70年代以後もこれに固執した。彼らは国家的な疾病保険制度のための地域的・

職能的な強制金庫Zwangskasseの展開に反対し、自由な援助金庫Hilfekasseを重要視した (Tennstedt u. Winter [1994b : 175, 337-339, 341-344, 387-392])。

だが他方で、こういった議論はよりマージナルなものとなっていく。すなわち前節で検討したラッサールや、同様に協同組合の普及に尽力したビクトル・エメ・フーバーとの論争を経て、シュルツェら自由主義的協同組合論者の認識が、特に職人による親方と徒弟関係によって成立していた伝統的手工業者と、近代的な工場労働者を混同している点で時代錯誤であることが明らかとなっていく。すなわちシュルツェらは協同組合での結束・連帯を強めさえすれば、専門的技術を有する職人たちの事業が再生産されるがゆえに、彼らの貧窮を予防・回復することができると考えた。しかしすでに流動性が増し、農村から流出してきた労働者にとって、そのような想定は見込めない。かれらは特定の技能をもたず、工場労働者として賃労働に従事するようになった。彼らにとって自由な協同組合的処置は、もはや十分な援助となり得なかったわけである (東畑[2007])。事実60年代の彼らの構想は、70年代以後十分に制度的な展開を導かず、自由主義派内部でもシュルツェら一部の進歩党の立場はますます孤立していく。

V.2. 自由と安全への国家的配慮へ

それでは議会や国家官僚たちはこのような政治的社会的変化をどのように観察し、政策的に対応したのか。そのメルクマールとなるのが、1872年に行われたプロイセン・オーストリア社会問題会議die preußisch-österreichischen Konferenz über die soziale Frageであろう。ここでは両政府が危惧する国際的な社会民主主義勢力 (インターナショナル) への危惧のもと、現在の労働者問題としての社会問題を国家がどのように処置すべきかにつき議論が交わされた。

議題は多岐にわたるが、主要なテーマであったのは、やはりシュルツェ型の自由主義的協同組合と、社会民主主義勢力である。第一に議論されたのは、今日の協同組合の位置付けについてである。そこではシュルツェ型の自律的な協同組合の不足を批判しつつ、彼らが十分に解決できない問題に直面しているという現状認識のもと、「もし我々が労働者集団と接触を保つことを欲し、社会問題がそれ自身において決せられることを欲しないのであれば、これらの人々に我々が手をさしのべるのが得策であろう」とする論調がみられる (Tennstedt u. Winter [1994a : 371])。具体的には労働者の教育や見習い職人、さらには資本家の教養を高めることが、国家介入の中心の対象であるとみなされた (Tennstedt u. Winter [1994a : 346-9])。

また第二に、社会問題と社会民主主義を区別して対処するということが共通認識であった。すなわち労働者が苦しむ現状には注意を払う必要がある、それと労働者の一部によって組織され国際的に勢力を拡大しつつある社会主義・社会民主主義運動への警戒を同列に論じるべきではない。むしろ後者に絡め取られない形で、国家が労働者の保護を図ることが社会民主主義勢力への牽制という意味でも重要である (Tennstedt u. Winter [1994a : 351])。統一国家にとってもっとも危惧されるのは、その前提である「国民」の統一性を掘り崩されることであった。それゆえ、例えば労働者に団体行動権 *Korporationsrecht* を付与することは従来忌避されていたが、むしろここでは社会民主主義を遠ざけ、労働者と国家との間での連帯を生みうる点で、肯定的に評価されている (Tennstedt u. Winter [1994a : 364])。

第三に、このような中間団体の国家による促進は各種金庫の充実によってなされるべきだが、そこでは宗教的政治的要素が入り込むことを断固阻止されることが望ましいとされた

((Tennstedt u. Winter [1994a : 362])。この論調からは、社会民主主義や「文化闘争」にみられるようなカトリシズムなど、国家を超えた勢力の拡大を抑圧するという政府固有の利害関心がうかがえる。

第一の点からわかる通り、70年代におけるドイツ政府関係者は、シュルツェ的な自助の原理の限界を認識しつつ、しかしそれを引き受ける形で、ラッサールのな枠組みに定位した国家介入を模索した。つまり自助でも国家的援助でもない形で、むしろ両者を結びつけるかたちで社会問題の解決が試みられていたのである。また第二の点で目指される労働者と国家の「連帯」は、両者を一つの統一体とみなすのではなく、自律的な団体の権利を公的に保証するということがあり、国家の補完的な役割が確認されている。この過程は、社会民主主義勢力や宗教勢力を徹底的に締め出すことが前提とされたが、この第三の点が意味するのは、中間集団の組織化とその援助が宗教的権威ではなく、政治的権威、すなわち国民国家として統一されたドイツ国家によって遂行されるという宣言であり、補完性原理が「社会国家的」概念として見出されたことの証左であるといえる。

自助と国家的援助の相克傾向は、各種社会立法のなかでも疾病保険制度の形成過程で顕著に表れている。疾病保険をめぐるのは、労働者の困窮に対して保険制度の前身である金庫 *Kasse* の強制加入を国家が法的に定めるか否かが重要なテーマとなっていた。1876年帝国議会での委員会報告では、このテーマを自由と安全に関わる問題に関連付けて考えることが提案されている。

…立法者が望むのは、全体的な援助金庫制度を漸次的に発展させていくことにより、一つの道を描くことである。[...] そこからさらに実行されるのは、この立法案は一方で個人

的な自由あるいは自治の利害関心を、他方で物質的な保証Sicherheitを可能な限り顧慮することを試みることである。国家の監視権は詳細に決められ限界づけられるであろう。地方条例的金庫〔強制金庫：引用者〕と自由な金庫の競争のためには、それにより適切な枠組み条件が作り出されなければならない(Tennstedt u. Winter [1994b：453])。

このように、70年代の議会および政府の論調は、以前に比べ自由だけでなくそれを可能にする安全性への配慮を次第に強めていった。その帰結として、自助だけでも国家援助でもない政策形成が説かれる。以下は1881年におけるヴァーゲナーによる演説である。

我々は労働者のみに、そしてただ自助のみに委ねられていた以前の実践と縁を切らなければならない。今や標語はこうである。自助はそれだけでは十分でない、国家だけでもまた助けられない、我々は国家援助と自助を互いに結びつけなければならない ((Tennstedt u. Winter [1994a：623])。

こうした分析から、カトリック社会論に統一的な起源があると思われてきた社会国家的理念としての補完性概念が、すでに19世紀後半における自由主義者と保守主義者の対立の中で、とりわけ同時代の社会問題が引き起こした自由と安全のジレンマを乗り越えうる方策、すなわち「自助のための援助」として見出されていたことが理解できる。こういった理念提示が80年代における一連の社会立法を支え、第一次世界大戦前後での社会状況的・制度的断絶を経験しながら、カトリック中央党が政権を担当したヴァイマル期の社会政策の前提として受け継がれていった(註3)。

VI. 結論：社会国家をめぐる正当化論理の「忘却」

本稿が考察対象としたのは、今日特殊な形で「忘却」されている、19世紀後半ドイツにおける社会国家形成期における補完性概念が、同時代においていかなる役割を有し、その正当化の根拠となったのかという問題であった。

分析によりまず明らかとなったのは、従来の見解とは異なり、この概念がカトリシズムにとどまらない広がりや射程をもつものであったことである。すなわち運動家や政治家たちによる「社会問題」の解決方策は、当初「自助か国家援助か」という援助形式の対立軸のもと議論された。しかし70年代以降、国家統一や経済恐慌という統治機構にとっての新たな状況により、自助でも国家扶助でもない、自助を促進することを国家が請け負うという、自由と強制の対立を超えた「自助のための援助」という認識形式が政策レベルで共有されるに至った。

このことから、カトリック的な補完性概念の位置付けもより明確となる。時系列的に言えば第一次世界大戦以後に完成をみるドイツ社会国家の意味論は、すでに19世紀後半における自由主義や社会民主主義、保守主義らの対抗関係が彼らの議会における代表を経て、国家官僚により受容・再編される過程で形成されていた。従来、ドイツ社会国家の理念的起源とされてきた「レーラム・ノヴァルム」等のカトリック社会論は、むしろ先行する意味論と機能的に等価な主張を自身の回勅から紡ぎ出したがゆえに、政党構造の転換とともに、政治的理念として新しく定着し、その基盤を強化・再生産していったのではないか。

最後に、補完性概念の多文脈性について付言せねばならないだろう。すなわち本稿が明らかにしたのは、同じ「補完性」という思想的資源を用いているとしても、それがいかなる文脈のもとで用いられるかによって、まったく異なる

政治的決定が導かれるということである。近代社会に生きる我々にとり、様々な理念や思想資源は、政治という特定の機能領域に定位した上でも、本稿で検討したような個別具体的なコンテキストの多様性により、諸制度の形成にポジティブにもネガティブにも作用する。だからこそ、我々は特定の理念的基盤が歴史的に用いられてきたからといって、ただその忘却を憂い再興を望むのではなく、それが同時代の状況においていかなる機能を果たしうるかにつき、目を凝らさなければならぬだろう。またそれだけでなく、「縮減・再編」のモーメントにおいて、

補完性原理が個別の論者によって、過去の「記憶」を参照しつつ新たな意味内容をもつものとして展開されている可能性もある。この概念の両義性問題に取り組むうえでは、その点につきより精緻に分析していくことがさらなる課題となるだろう。政治的理念の役割をめぐる「忘却」と「想起＝再発見」の可能性は、常に未来に開かれているのだから¹⁶⁾。

[本研究は、JSPS日独共同大学院プログラムによる研究成果の一部である。]

註

1. この貫徹状況は例えば、伝統的なカトリック社会論と、戦後展開された社会的市場経済の原理的な相似性に現れているという[木村2000：51]。社会的市場経済に対する戦後のカトリック社会論の評価、ないしその批判については永合[2016：147-152]を参照。思考形式に同型性は認められるが、カトリック社会論内部の多様性を考慮すると、両者の関係は両義的であることがうかがえる。
2. カトリック社会回勅とは、「とりわけイタリアにおいて、民衆の指導者として最高の地位を世俗の世界からも与えられていたローマ・カトリック協会の首長たる教皇が、緊急に解決しなければならない問題に対して、解決策の大綱」を示すことを目的として、「伝統的なカトリック的人間観・社会観を基礎にして、カトリック的運動と理論の修練を誘導した文書である」。「人間の社会生活に必然的に現れる諸種の矛盾・摩擦・闘争にカトリック的立場から解決の指針を示唆・教導する原理」として特徴付けることもできる（橋本[1992：41-44]）。
3. 最終的にザクセはこの概念の制度化に、社会国家的転換を見出す。すなわちカトリック中央党に与党責任があったライヒ労働省が、民間福祉事業に国家との関係を法的に明示したことが、決定的なモーメントであるとみなされている。彼によればカトリック社会論における補完性概念は、ドイツ帝国におけるカトリック協会の性質に適応した社会的理想の実現を目的としていた。それゆえ第一に目指されていたのは、国家的介入に対する共同体の自助組織の保護である。しかしながらワイマール共和国におけるライヒ労働省の補完性原則は、私的な福祉事業の国家的な援助の正当化のために用いられている。つまりここにおいてはじめて「補完性概念は社会的国民生活の形成の基礎から、社会国家における官僚的秩序原則へ転換した」のだという主張である（Sachße [1994：728]）。とりわけ概念の実定化として指摘されているものとして、1924年の保護義務に関する条例die Rechtsverordnung über die Fürsorgepflicht、ならびにライヒ青少年福祉法 Reichsjugendwohlfahrtsgesetzの二つが挙げられている。私的福祉事業はこれにより、公的福祉事業を含めた全体の体系において、自立した役割を法的に保証された（Buck [1983：169]）。
4. 彼の結論に従えば、1848年革命以後ヴィルヘルム帝政期（1871-1918）を経て、ヴァイマール共和国（1919-1931）に至るまでの、ケテラーに代表されるようなカトリック勢力の社会問題への積極的な関わりや政党化、

動員手段としての中間団体の組織化、議会での多数派の奪取が、社会国家的概念としての補完性原理の根底をなしているということになる。

5. この概念のより包括的な理解を試みたアルノ・ヴァッシュクーンも、補完性は社会科学にいうと「連邦主義Föderalismusや脱中心化表象に密接に結びついている、非全体主義的かつ民主主義的—多元論的な原則」であるとしており、宗教的な（カトリック的な）観念にとどまるものではないとみなす（Waschkuhn [1995 : 9]）。
6. もちろんこのような問題関心のもとでも、学術や宗教的提言などと政策形成との間の相互交通を問題にしないわけにはいかない。しかしながら、すでに19世紀初頭には司教ら宗教的権威の政治的基盤は剥奪され（1802年における帝国代表者会議主要決議）、国制改革以後学術領域としての大学も制度的に一定程度確立している（Becker [2004]）。その意味で近代社会が遅れて到来したとされるドイツにおいても、すでにこの時期に社会の機能分化は経験されていた。だとすれば問題としなければならないのは、国家の補完的役割という発想が哲学者や思想家の学術的成果としていつ発生したのかという問いだけでなく、その思考形式が他ならぬ政治制度において形成された過程を追うことであろう（坂井[2016]）。
7. この時期には1848年の自由主義的の革命（三月革命）の挫折を経験し、復古主義による揺り戻しが起きた50年代を経て、産業化の進展により再度、営業や経済活動の自由が頻繁に語られ始める。しかしそれ以後経済不況やドイツ統一というあらたな状況の到来により、70年代になると国家的なレベルでの社会問題への対応方策につき、社会運動家や政治家が多様な議論を交わすようになった。つまり制度形成を支える問題関心の生成という意味ではこの時期に、20世紀初頭に確立するドイツ社会国家の前提が構築された。
8. これら社会立法それぞれも、その制度形成に関してはアクターの利害関心の布置や、中心的閣僚の影響力の違いから、それぞれ異なる過程をたどった（Ritter [1989]）。ここでは紙幅の都合上、個々の政策過程を逐一確認しながら議論の問題系を分析するという方針をとらない。むしろ以下では、様々な制度的方策の前提となる社会問題の認識や、その解決のための基本原理に関する言説をいくつかの立場に大別しつつ取り上げ分析することとする。
9. ここでの意味論とは、近代社会への構造変動と人々の認識的・理念的表象との関連を考察する、知識社会学プログラムのことを指している（Luhmann [1980=2011]）。この分析枠組みの利点は、第2章で言及したような機能分化社会の形成と政治領域の自律化という社会的構造条件を想定することにより、同時代における様々な論者によって展開された理念的表象や思想的提言を、特定の階級や立場の特性に還元し、直接的に政治決定の根本原因としてみなすのではなく、それを政治システムという固有領域がどのように受け止め（あるいは自ら生み出し）、加工・再編することで具体的な制度形成と関連したのかを、より精緻に記述可能にすることである。その意味で本研究は、社会国家の思想史あるいは制度史の知見を参照しつつ、これらとは異なるアプローチを採る、援助の形式をめぐる「意味論的」研究である。
10. 本章以降の分析では、各論者の著作・刊行物の他に一次資料として1867年から1914年までのドイツ社会政策に関する文書が網羅的に収められている、『ドイツ社会政策史資料集Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867-1914』を参照した。これには、この時期の社会政策の前提となる議論をはじめとして、疾病保険・労災保険・労働法など多様な角度から、官僚文書や議会・会議の議事録だけでなく、社会諸勢力の請願に至るまで様々な言説が収められている。ここでは8巻組のうちとくに本稿に関わる1巻1号と5号（Tennstedt u. Winter (Hg.) [1994a, 1994b]）を参照した。
11. 二つの「危機」についての記述は、Pankoke [1970 : 49-99]の整理に拠っている。

12. この時期のプロイセンおよび統一ドイツにおける主要な社会的ミリューは、自由主義派（右派の国民自由党、左派の進歩党）・農村や旧来の伝統的秩序を重んじる保守派・カトリック・社会民主主義に大別される。なかでも重要な役割を担っていたのは、議会内で多数派を形成していた自由主義派と政府内での基本的な潮流であった保守派である。カトリック勢力ならびに社会民主主義は、同時代において政党形成が遅れ、かつ国民国家形成に両義的な態度をとったことから、（文化闘争や社会主義者鎮圧法に代表されるように）常に統治者側から他者として扱われた。前章で検討した先行研究からもわかるとおり、補完性原理はカトリズムと密接な関係を有しており、同時代的には例えばケテラーの議論を仔細に検討することは不可欠である。しかしながら本稿ではあくまで補完性概念に関するカトリズムへの過度な注目を相対化するという視座から、それ以外のミリューにおける援助言説の絡まり合いについて検討するものである。それゆえ同時代におけるカトリズムの位置付けとその変化については今後さらなる分析を必要とするだろう。
13. この返書は、「当時プロイセンで進行していたいわゆる憲法紛争」（「ビスマルクを首相とする政府・保守派と、下院の多数勢力を形成していた、進歩党を中心とする自由主義派との間でたたかわされていた政治抗争」）という背景のもと、「自由主義派のなかでも特にシュルツェ＝デーリチュラを中心とした進歩党の影響下にあった労働者の運動をその影響から抜けださせ独立させる目的で、この抗争のただなかに投げられた」という（篠原[1988：53]）。
14. 自助という論点に関しては、ラッサールのほかにも、保守主義的立場から、シュルツェのような社会的自由主義を批判しつつ、イヌングの参加条件を制限したり、営業に関する規制をむしろ強化することを求める勢力がいた。たとえば1862年提出された保守系の結社である愛国同盟Patriotische Vereinigungから商業大臣イツェンブリッツへの請願では、進歩党らにみられる自由主義的傾向を批判しつつ、手工業者に関しては工場主との間に組織される営業委員会の設置や、それに伴って紛争を解決する営業裁判所の設置を提案するなどの方策のほか、営業の自由を一定程度制限することが提案されている。イヌングへの参与制限や実業学校の監視、試験の厳格化等を通じて、手工業者の栄誉心や身分感情を蘇生させ、本当の教養を促進することが目指される。ここにおいて政府は協同組合に関する立法を妨げる要因を排除するだけでなく、手工業者の非自律性という現存する状態を考慮し、彼らの自助を上からの刺激Anregungにより促進する存在として描かれている（Tennstedt u. Winter [1994a：4-14]）。

我々は思慮ある営業の自由、すなわち物質的な財を製造する「人間」に考慮することなしに目論むことのないような営業の自由の敵ではない。そしてまた、可能性の範囲においては、我々のコスモポリタンの時代のもと、フランスやイングランドで存在しているような営業の自由を導入するのは、我々においても都合の悪い事実にはなり得ない。それゆえ我々が望むのは、このような場合においても、手工業身分にその準備をさせるため、いまあらゆる対処がなされることだろう（Tennstedt u. Winter [1994a：8]）。

また前節でザクセが言及していた、労働者の困窮に対し積極的に発言・活動を行っていたカトリック司教ケテラーもシュルツェやラッサールと論争を展開した。重要なことは、文化闘争による保守派のカトリック弾圧等深刻な対立があるにもかかわらず、これらの論者の間には、人々の自律を基軸とした国家的介入という政策コンセプトという点では一致しているということである。

15. ナポレオン支配からの脱却にはじまり、19世紀ドイツにおける政治的課題は長らく国民Volkの自由と統一

にあった。1848年における三月革命はそのハイライトであるといえるが、結局この革命は挫折に終わり、代わりに統一を主導したのがプロイセンの再三にわたる隣接地域との戦争（三つのドイツ統一戦争）と、それを可能ならしめる60年代の産業化であった（松本 [2005：85-104]）。その意味で、ドイツが国民国家として成立していく過程と、社会政策を制度的に整備していくインセンティブは平行に論じることができる。従来のドイツにおける国家形態はポリティック国家→法治国家→社会国家という推移で論じられることが多いが（市野川 [2011：217-220]ほか）、その間に国民国家としてのドイツ統一という契機があること、それ以前にはドイツを包括的に論じる空間的表象がそもそも存在しなかったことについては留意すべきであろう。これはそれまで十分に議論されていなかった国民国家と社会国家の密接な結びつきへの問いを開く。

16. 通時的にみた補完性概念の汎用性が意味するのは、特定の価値理念が有する役割の「忘却」が必ずしもその「喪失」を意味しないということであろう。意味システム論的にいえば価値理念の「忘却」はその「想起」と対になり（忘却／想起）、あくまで政治システムが参照しうる「記憶」に留められている（Luhmann [2000：170-188=2013：214-233]）。自由や安全、補完性などといった価値理念はそのなかで、未来における個々の政策や決定の内実を直接規定するものではないが、これらが過去いかなる問題に取り組むために用いられ、それぞれ個々のケースにおいて優位／劣位に置かれたことを政治システムの歴史に刻み込み、さらなる政治システムの作動のための批判的資源となっている。自由から自由を基礎とした／可能にする安全性へ、という本稿でみた補完性概念の成立過程も、記憶にとどめられた政治システムにおける価値理念の一例である。政治システムは自律的な存在となって以来、その作動の根拠を外部にはもたなくなり、特に自身の歴史＝記憶を手掛かりとする。しかし同時に、現時点において政治システムが直面する状況は、自身の歴史的資源を機械的に反復することを許さない。それゆえ不確定性を孕む状況下で、過去優位／劣位におかれた価値理念が再び「想起」されるか、「忘却」され続けるかは、日々刻々変化する人々の利害関心や政治システム内部の反応の度合いに依存する（Luhmann [2000：181-184=2013：225-7]）。だからこそ、「補完的役割を担う国家」という社会国家的理念としての補完性概念も、その役割につき忘却と想起の狭間で、政治システムの作動に（その都度異なる形で）貢献し続けている。

文献

- Becker, Frank (2004) "Die Universitätsreform Wilhelm von Humboldts," in Frank Becker (Hg.) *Geschichte und Systemtheorie: Exemplarische Fallstudien*, Frankfurt/New York: Campus, 278-302.
- Buck, Gerhard (1983) "Die Entwicklung der freien Wohlfahrtspflege von den ersten Zusammenschlüssen der freien Verbände im 19. Jahrhundert bis zur Durchsetzung des Subsidiaritätsprinzips in der Weimarer Fürsorgegesetzgebung," in Rolf Landwehr und Rüdiger Baron (Hg.) *Geschichte der Sozialarbeit: Hauptlinien ihrer Entwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*, Weinheim: Beltz, 139-172
- Esping-Andersen, Gosta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton: Princeton University Press. = (2001) 岡澤憲夫・宮本太郎(監訳)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房.
- Frerich, Johannes und Martin Frey (1996) *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland* Bd. 1: Von der vorindustriellen Zeit bis zum Ende des Dritten Reiches, 2. Aufl., München Wien: R. Oldenbourg.
- 福澤直樹 (2012) 『ドイツ社会保険史：社会国家の形成と展開』名古屋大学出版会.

- 橋本昭一 (1992) 「カトリック社会論の課題 (その一)」『社会倫理研究』1 : 39-72.
- 市野川容孝 (2010) 「社会的なもの、政治的なもの、文化の分節と結合：近現代のドイツを例として」『社会思想史研究』34 : 69-84.
- (2011) 「安全性の論理と人権」市野川容孝(編)『人権論の再問』法律文化社, 197-224.
- Kaufmann, Franz-Xaver (2003) *Sozialpolitisches Denken: Die deutsche Tradition*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherr (1869) “Fürsorge der Kirche für die Fabrikarbeiter,” *Christliche-soziale Blätter*, 10: 145-151.
- 金成垣 (2008) 『後発福祉国家論：比較の中の韓国と東アジア』東京大学出版会.
- 木村周市朗 (2000) 『ドイツ福祉国家思想史』未来社.
- Lassale, Ferdinand (1920) *Gesammelte Schriften und Reden* Bd. 12, Berlin: Cassierer.
- Lessenich, Stefan (2008) *Die Neuerfindung des Sozialen: Der Sozialstaat im flexiblen Kapitalismus*, Bielefeld: transcript.
- Luchterhandt, Otto (1985) *Grundpflichten als Verfassungsproblem in Deutschland: Geschichtliche Entwicklung und Grundpflichten unter dem Grundgesetz*, Berlin: Dunker & Humblot.
- Luhmann, Niklas (1968) *Zweckbegriff und Systemrationalität: Über die Funktion von Zwecken in sozialen Systemen*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. = (1990) 馬場靖雄(訳)『目的概念とシステム合理性：社会システムにおける目的の機能について』勁草書房.
- (1975) “Formen des Helfens im Wandel gesellschaftlicher Bedingungen,” in Niklas Luhmann, *Soziologische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 134-49.
- (1980) *Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur Wissenssoziologie der modernen Gesellschaft*. Bd. 1, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. = (2011) 徳安彰(訳)『社会構造とゼマンティック1』法政大学出版局.
- (1997) *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. = (2009) 馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹(訳)『社会の社会』法政大学出版局.
- (2000) *Die Politik der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. = (2013) 小松丈晃(訳)『社会の政治』法政大学出版局.
- 松本彰 (2005) 「ドイツ統一への道」若尾裕司・井上茂子(編)『近代ドイツの歴史』ミネルヴァ書房, 85-105.
- 永合位行 (2016) 『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興：ドイツ語圏における展開』勁草書房.
- Nipperdey, Thomas, 1990, *Deutsche Geschichte 1866-1918: Arbeitswelt und Bürgergeist*, München: C.H. Beck.
- 大内宏一 (2014) 『ビスマルク時代のドイツ自由主義』彩流社.
- 小野塚知二 (編) (2009) 『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社.
- Pankoke, Eckert (1970) *Soziale Bewegung-Sociale Frage-Sociale Politik: Grundfragen der deutschen Sozialwissenschaft im 19. Jahrhundert*, Stuttgart: Klett.
- Ritter, Gerhard A. (1988) “Zur Geschichte der sozialen Ideen im 19. und frühen 20. Jahrhundert,” in Bernd Maydell und Walter Kannengießer (Hg.) *Handbuch Sozialpolitik*, Weinsberg/Günther Neske, 12-63.
- (1989) “Entstehung und Entwicklung des Sozialstaates in vergleichender perspektive,” *Historische Zeitschrift*, 243(1): 1-90.
- (1991) *Der Sozialstaat: Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, München: R.

- Oldenburg, = (1993) 木谷勤(訳)『社会国家：その成立と発展』晃洋書房.
- (1998) *Soziale Frage und Sozialpolitik in Deutschland seit Beginn des 19. Jahrhunderts*, Wiesbaden: Springer Fachmedien.
- Sachße, Christoph (1994) “Subsidiarität: Zur Karriere eines sozialpolitischen Ordnungsbegriffes,” *Zeitschrift für Sozialreform*, 40(11): 717-738.
- 齋藤純一ほか(編)(2011)『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版.
- 坂井晃介 (2016) 「政治システムと学術システムとの共進化：19世紀ドイツにおける「国家と社会の区別」を事例として」『ソシオロギス』40：173-192.
- Schultze-Delitzsch, Hermann (1855) *Vorschußvereine als Volksbanken*, 1. Aufl., Leipzig = (1993) 東信協研究センター(訳)『シュルツェの庶民銀行論』日本経済評論社.
- 柴田寿子 (2004) 「ヨーロッパにおける社会的連帯と補完性原理：EU時代における公共性の再構築と多元的福祉社会の思想」齋藤純一(編)『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 87-117.
- 新川敏光 (2014) 『福祉国家変革の理路：労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房.
- 篠原敏昭 (1988) 「労働運動と社会政策：ラッサール『公開返書』をめぐる論議から」『一橋論叢』100(1)：53-72.
- 高田実・中野智代(編) (2012) 『福祉』ミネルヴァ書房.
- 武川正吾 (2011) 『福祉社会：包摂の社会政策』有斐閣アルマ.
- Tennstedt, Florian (1997) “Peitsche und Zuckerbrot oder ein Reich mit Zuckerbrot?: Der Deutsche Weg zum Wohlfahrtsstaat 1871-1881,” *Zeitschrift für Sozial Reform*, 2(43): 88-101.
- Tennstedt, Florian und Heidi Winter (Hg.)(1994a) *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914. I. Abteilung. Bd. 1, Grundfragen Staatlicher Sozialpolitik: Die Diskussion der Arbeiterfrage auf Regierungsseite vom Preussischen Verfassungskonflikt bis zur Reichstagswahl von 1881*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- , (1994b) *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914. I. Abteilung. Bd. 5, Gewerbliche Unterstützungskassen: Die Krankenversicherung für Gewerbliche Arbeitnehmer zwischen Selbsthilfe und Staatshilfe*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- 東畑隆介 (2007) 「シュルツェ・デーリチュと協同組合運動」『三田史学会』75(4)：105-133.
- Waschkuhn, Arno (1995) *Was ist Subsidiarität?: Ein sozialphilosophisches Ordnungsprinzip. Von Thomas von Aquin bis zur “Civil Society”*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Weber, Georg u. Frank Hillebrandt (1999) *Soziale Hilfe. Ein Teilsystem der Gesellschaft: Wissensoziologische und systemtheoretische Überlegungen*, Opladen/Wiesbaden: Westdeutscher Verlag.
- Weber, Max (1920) *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* Bd.1., Mohr Siebeck. = (1972) 大塚久雄・生松敬三(訳)『宗教社会学論選』みすず書房.
- Wolf, Thomas (2011) *Der aktivierende Sozialstaat zwischen Freiheit und Zwang: Der begrenzte Spielraum moderner Sozialpolitik*, Paderborn: Ferdinand Schöningh.